

【2023年度以前入学者】で、【高校「情報」の免許状取得を希望している方】へ

教育職員免許法施行規則の省令改正（2024年4月施行）により、高校「情報」の「教科に関する専門的事項」を対象に、科目区分の統合・再編が行われました。

これに伴い、【2023年度以前入学者】は改正前区分の科目を、2024年度以降入学者は改正後区分の科目を履修しています。

＜高校情報の「教科に関する専門的事項」の科目区分の統合・再編＞

【改正前科目区分】2023年度以前入学者に適用

【改正後科目区分】2024年度以降入学者に適用

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	必修科目	単位数	履修方法	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	必修科目	単位数	履修方法	
情報社会・情報倫理	情報社会 情報倫理	2 2	全て 必修	情報社会（職業に関する内容を含む）・情報倫理	情報社会 情報倫理	2 2	全て 必修	
コンピュータ・情報処理（実習を含む。）	・・・ ・・・	2 2		コンピュータ・情報処理	情報と職業	2 2		
情報システム（実習を含む。）	・・・ ・・・	2 2		情報システム	・・・ ・・・	2 2		
情報通信ネットワーク（実習を含む。）	・・・ ・・・	2 2		情報通信ネットワーク	・・・ ・・・	2 2		
マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	・・・ ・・・	2 2		マルチメディア表現・マルチメディア技術	・・・ ・・・	2 2		
情報と職業	情報と職業	2						

【2023年度以前入学者】には経過措置が設けられており、学部在学中に改正前区分の必修科目をすべて修得した場合は、改正後区分の必修科目をすべて修得したものとみなされます。

ただし、学部卒業後は経過措置の対象外となるため、注意が必要です。

もし、学部在学中に改正前区分の必修科目を一つでも修得できなかった場合、卒業後は改正後区分の必修科目をすべて履修し直していただく必要が生じます。

- ※1 学部卒業後は、出身学部の科目等履修生となり、改正後区分の必修科目をすべて修得する必要があります。（学部時代に修得済みの改正前区分の必修科目と同名の科目であっても、改正後区分の必修科目として改めて履修が必要です）
- ※2 学部卒業後に本学大学院へ進学する場合も経過措置は適用されないため、※1と同様の対応が必要になります。

このため、改正対象となる科目区分については、学部在学中に改正前区分の必修科目をすべて修得できるよう、計画的な履修をお願いいたします。

詳細は、「2026年度教職課程履修の手引き」巻末付録に掲載の次の記事をご確認ください。

- ・【令和6年省令改正】高校「情報」における「教科に関する専門的事項」の科目区分統合と履修方法について
<https://waseda.box.com/s/uc6uaboncv1a8qjjke27rbg779ho758p>

なお、「2026年度教職課程履修の手引き」のPDFデータは以下の教職支援センターWebページに掲載中です。
<https://www.waseda.jp/fedu/tec/students/guide>

本件について、ご不明な点は教職支援センターの「在学生専用お問い合わせフォーム」よりお問い合わせください。
<https://www.waseda.jp/fedu/tec/contact>

以上